

令和2年3月19日（令和元年(2019年)度第36号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- 介護施設等に対する布製マスクの配布について（厚生労働省・内閣府・文部科学省）
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて（厚生労働省）
- 都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（厚生労働省）
- 認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録等の扱いについて（内閣府）
- 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について（厚生労働省）
- 政府対策本部が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」をとりまとめ
- 「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」について（厚生労働省）
- 令和2年度も「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集いたします（全国社会福祉協議会）

◆ 介護施設等に対する布製マスクの配布について （厚生労働省・内閣府・文部科学省）

令和2年3月18日、標記事務連絡が発出され、保育所・認定こども園等の職員に少なくとも1人1枚の布製マスク（再利用可能）が配布される予定です。

（全国保育士会事務局抜粋）

介護施設等に対する布製マスクについて

1 介護施設等に対する布製マスクの配布方法

（1）概要

- 介護施設等に対する布製マスクについては、メーカー等から布製マスクを確保次第、原則として国から直接、介護施設等に対し、順次、送付いたします。

(3) 配布枚数等

- 配布する布製マスクは大人用のサイズであり、配布に当たっては、
 - ・ 高齢者施設・事業所、障害福祉サービス等施設・事業所、保護施設等（中略）は、職員と利用者を対象とした枚数、
 - ・ 保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設（中略）は、職員を対象とした枚数を配布することとしています。
- 布製マスクとともに、介護施設等に対する布製マスクの配布事業の趣旨や布製マスクの使い方・洗濯方法、問合せ先等を記載した説明文を同封いたします。

(4) 配布時期、配布方法

- 配布については、メーカー等から布製マスクを確保次第、原則として国から介護施設等に対し、日本郵便の配達網により、順次、配布いたします。

(5) お問い合わせ窓口での対応

- マスクが届いていない等の布製マスクの配布に関する問合せ窓口については、上記（3）で同封予定の説明文で案内いたします。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「32」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて（厚生労働省）

令和2年3月10日、厚生労働省は標記事務連絡を発出しました。

一斗缶などの大容量消毒用エタノールを他の容器に詰め替えて使用する際の取扱いについて、改めて周知するものです。

(全国保育士会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「25」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（厚生労働省）

令和2年3月13日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市民生主管部局宛てに、標記事務連絡が発出されました。

自治体で備蓄されているマスク・消毒用アルコール等について、児童福祉施設に対しても積極的に配布するよう促しています。

(全国保育士会事務局抜粋)

都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について (依頼)

(前略) 国においては、3月10日に開催された第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」を決定し、「マスクの転売行為の禁止」や「布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布」等の取組を実施することとしました。また、各省庁が通常使用するマスクの一部(約250万枚)についても、都道府県に送付し、医療機関に提供することとしたところです。

高齢者施設については、「都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について」(令和2年3月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)により、各地方自治体におけるマスク等の備蓄の積極的放出をお願いしているところですが、障害者支援施設等や児童福祉施設等、保護施設等においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止に加え、日常的な業務等における衛生の確保のため、マスク等の確保が必要です。

については、当面マスク等の需給の逼迫が継続していることを踏まえ、マスク等の衛生用品の在庫について、他部局とも連携しながら、社会福祉施設等に可能な限り積極的に放出いただきますよう、検討をお願いいたします。併せて、在宅でサービスを利用している医療的ケアが必要な児童等のニーズについても御配慮いただくようお願いいたします。

(後略)

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「30」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録等の扱いについて（内閣府）

令和2年3月13日、内閣府より標記事務連絡が発出されました。

(全国保育士会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録等に関する Q&A

問1

幼保連携型認定こども園を臨時休業とした場合（1号認定子どもについてのみ臨時休業とした場合を含む。）、その期間における幼保連携型認定こども園園児指導要録（以下「指導要録」という。）の「出欠状況」における教育日数はどのように記載すればよいか。

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条において準用する、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

（なお、1号認定子どもについてのみ臨時休業とした場合であっても、2号認定子どもについても、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。）

問 2

幼保連携型認定こども園を臨時休業とはしないが、自治体又は幼保連携型認定こども園の判断により、家庭で園児を保育できる場合には園に登園させる必要がない旨を保護者に通知し、その通知に基づいて園児が登園しない場合には、指導要録はどのように扱えばよいか。

- 指導要録上は出席日数には含まず、「特に配慮すべき事項」等において、自治体又は幼保連携型認定こども園の通知等に基づいて登園しなかった旨等、その事情がわかるように記載をお願いします。

問 3

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を臨時休業等した場合、認定こども園こども要録についてはどのように記載すればよいか。

- 認定こども園こども要録を幼保連携型認定こども園園児指導要録により作成している場合は、上記と同様の取り扱いにより記載をお願いします。

認定こども園こども要録を幼稚園幼児指導要録等により作成している場合は、それぞれの取扱いにより記載をお願いします。

■ 内閣府ホームページ『新型コロナウイルス対応に関する通知・事務連絡等』

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（厚生労働省）

令和2年3月17日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。

これは、新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼすなか、中小企業・小規模事業者から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が厚生労働省に寄せられたことを踏まえ、厚生労働事務次官通知が出されたことを周知するものです。

詳細は、別添資料1をご参照ください。

(抜粋および下線、全国保育士会事務局)

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について

(前略)

この次官通知中、記の 2 の「新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合及び新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合」は例示であり、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断されるものではありませんが、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第 33 条第 1 項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、対象になり得るものであります。

(後略)

別添

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた 中小企業等への対応について

1 中小企業等への配慮

2 労働基準法第 33 条の解釈の明確化

労働基準法第 33 条第 1 項では、災害等による臨時の必要がある場合においては、労働基準監督署長の許可を受けて、又は事後の届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができると規定されている。

これについては、新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合又は新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合等が対象になり得るものであること。

3 1 年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

4 36 協定の特別条項の考え方の明確化

今般の新型コロナウイルス感染症の状況については、36 協定の締結当時には想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36 協定の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症とするものであることが明記されていなくとも、一般的には特別条項の理由として認められるものであること。

◆ 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について（厚生労働省）

令和2年3月10日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。

独立行政法人福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資として、融資率を100%に引き上げる等の措置を実施しています。

詳細は、別添資料2をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 自治体・医療機関・社会福祉施設等向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

◆ 政府対策本部が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」をとりまとめ

令和2年3月10日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」をとりまとめました。

保育所等における消毒液購入等に必要な費用を補助すること、再利用可能な布製マスクを国が一括して2,000万枚購入し、保育所や介護施設等の職員に1人1枚は行き渡るよう配付するなどの対策を示しています。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-の主な内容

※全国保育士会事務局整理

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○感染拡大防止策

介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設2/3等）する。

○受給両面からの総合的なマスク対策

介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○保護者の休暇取得支援等

正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は10/10。ただし、日額上限8,330円。）を創設。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付の特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。

○放課後児童クラブ等の体制強化等

午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費（10/10）で支援（放課後等デイサービスについても同様に支援）する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

具体的には、以下の措置を講ずる。

- ・ 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- ・ 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- ・ 支援については本年1月に遡って実施する

◆ 「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」について（厚生労働省）

令和2年3月9日、厚生労働省は、医療・介護・保育分野において、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守していくことを有料職業紹介事業者自ら宣言いただく「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」を新たに開始しました。

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用し、人材の採用活動を行う際に、保育所等がその対応に苦慮する事例が生じています。

このような問題を未然に防ぐため、平成29年に職業安定法が改正され、事業者の情報提供の義務付けや適切な業務運営のためのルールの強化を通じて、保育所等が適切な事業者を選ぶための環境整備が進められています。

今般、有料職業紹介事業者自らが宣言し、その企業が公表されています。詳細は別添資料3をご参照ください。

■厚生労働省「人材サービス総合サイト」とは

厚生労働省が運営しているサイトで、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業者一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報、各職業紹介事業者の紹介実績などの情報を提供しています。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

◆ 令和2年度も「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集いたします（全国社会福祉協議会）

全国社会福祉協議会では、令和2年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を引き続き募集いたします。

本研究助成は、児童福祉の実践処遇に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究に励む保育士等の職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部を助成するものです。

【本研究助成の成り立ち】

この研究助成は、故 植山つる氏（元淑徳大学名誉教授）からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和53年度に「植山研究奨励基金」として発足したものです。

平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士ならびに指導員等職員を対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称を改め、広く研究活動の奨励を図っています。

【助成金額／対象】

	助成金額	対象（研究期間は1年間とする）
研究 A	20 万円以内	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設に働く職員（個人・施設・グループ・団体）・ 児童福祉に関する自主研究
研究 B	100 万円以内	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設に働く職員（施設・グループ・団体）・ 児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。 <p>※ 個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。</p>

※本助成事業の趣旨により、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者となれません。

【申込締切】

令和 2 年 8 月 7 日（金）必着

その他の詳細につきましては、下記ホームページに掲載の募集要項および申請書をご確認ください。

■全国社会福祉協議会ホームページ

令和 2 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集情報

https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/sponsor/20200306_ueyamatsuru.html